

社会福祉法人 読谷村社会福祉協議会
役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人読谷村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条・第25条の規定に基づき、役員（理事・監事）及び評議員並びに、各種委員会委員等（以下「役員等」という。）の報酬、手当、謝礼金、旅費（以下「報酬等」という。）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、理事及び監事、評議員、評議員選任解任委員会委員をいう。
- (3) 各種委員とは、本会会長が委嘱した委員をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。
- (5) 費用弁償とは、本会の用務で会議等に出席する場合、支給するものとする。ただし、書面表決決裁は含まないものとする。

(報酬の額)

第3条 本会の会長、副会長及び監事には、報酬として次の額を支給する。

- (1) 会長 90,000 円（月額）
 - (2) 副会長 60,000 円（月額）
 - (3) 監事が監査を行った場合は、報酬として日額 5,000 円を支給する。
- 2 第1項の規定にかかわらず、職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等の費用弁償は、次の各号とする。

- (1) 役員等は、理事会、評議員会及び各種委員会において、日額 3,000 円

- を支給する。ただし、前条 1 号及び 2 号の該当者は、支給しない。
- (2) 監事を除く役員等で職員としての立場を有する者に対しては、本会職員旅費規程に基づき、旅費が支払われる場合を除き、会議等への出席に係る費用は支払わないものとする。
- (3) 本会が開催する研修会、講習会等の講師には謝礼金を支給する。
講師の 1 時間当たりの謝礼金については、別表 1「講師等謝礼金支払基準表」によるものとする。ただし、基準表によりがたい特別な場合は、その都度会長が諸般の事情を考慮して決める。
- (4) 役員等が出張する場合は、本会旅費規程に基づき、旅費を支給する。
- (5) 同日に複数の委員会等が重なる場合の費用弁償は、高い方の金額をとるものとするとし、複数支給はしない。

(報酬総額)

第 5 条 各年度の役員報酬の総額は、次に定める金額の範囲内とする。

- (1) 理事の報酬等の総額は、年間 200 万円以内とする。
- (2) 監事の報酬等の総額は、年間 5 万円以内とする。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 会長及び副会長に対する報酬の支給時期は、月の 1 日から末日までを翌月 10 日までに支給するとする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その前日までに支給する。

- 2 会長及び副会長以外の役員及び評議員に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(報酬の日割り計算)

第 7 条 会長又は副会長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 会長又は副会長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第 2 項の規定にかかわらず、会長又は副会長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第58条2の1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、令和7年7月1日から施行する。

別表 1 講師等謝礼金支払い基準表

区分				単価	
				単位	金額
県内	学校 官公署	大学教員等	教授	1 時間	5,000 円
			助教授等	1 時間	4,000 円
			その他	1 時間	3,000 円
		国等	本省課長級以上	1 時間	4,000 円
			その他	1 時間	3,500 円
		地方公共団体	市町村長	1 時間	5,000 円
			特別職・管理職等	1 時間	4,000 円
			その他	1 時間	3,500 円
		その他	医師、弁護士、公認会計士	1 時間	7,000 円
	その他（学識経験）		1 時間	4,000 円	
県外	学校 官公署	大学教員等	教授	1 時間	10,000 円
			助教授等	1 時間	7,000 円
			その他	1 時間	5,000 円
		国等	本省課長級以上	1 時間	5,000 円
			その他	1 時間	4,000 円
		その他	医師、弁護士、公認会計士	1 時間	10,000 円
	その他		1 時間	5,000 円	
	注 1 1 日 4 時間までを基準とし、4 時間を超えるときは、それぞれ 1 時間につき基準表の金額の半額を加算した額とする。ただし、超過時間は 2 時間以内とする。1 時間に満たない場合、30 分以上は 1 時間とみなし支給する。				